

平成 29 年度茅ヶ崎市防災会議幹事会 会議録

議題	<p>1 茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画（案）、風水害対策計画・特殊災害対策計画（案）の修正骨子について</p> <p>2 今後のスケジュールについて</p>
情報交換	<p>1 相模川の洪水浸水対策に係るタイムラインの作成について</p> <p>2 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画（全体計画）について</p> <p>3 平成 29 年度災害対策本部運営訓練について</p> <p>4 ちがさき消防防災フェスティバルについて</p>
日時	平成 29 年 8 月 21 日（月曜日） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎 5 階 特別会議室
出席者氏名	<p>（幹事）</p> <p>山田 憲、石黒 進一、柳澤 亘、山城 幸浩、石田 守（代理出席）、神永 裕一、吉原 秀紀、斉田 成一、柁 晴美、佐藤 雅博、瀧田 美穂、岩井 晶佳（代理出席）、大竹 功、関山 知子、吉川 美香、青木 祐次（代理出席）、長島 滋（代理出席）、小泉 達史（代理出席）、青木 聡、越野 明、小島 敦、村山 亨司（代理出席）、小池 吉徳、鯨井 久生、清水 巖、吉崎 秀樹（代理出席）、長橋 和弘、石渡 卓爾、神山 健一、佐藤 健治（代理出席）、上原 正人、前川 貢一、朝倉 利之、矢島 啓志</p> <p>（事務局 6 名）</p> <p>防災対策課（菊池危機管理担当課長、入澤主幹、橋村課長補佐、掛川主任、益田主任、臼井主任）</p>
議題資料	<p>平成 29 年度茅ヶ崎市防災会議第 1 回幹事会次第</p> <p>資料 1 平成 29 年度地域防災計画の修正について</p> <p>茅ヶ崎市地域防災計画の修正について（案）</p> <p>茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画 新旧対照表</p> <p>茅ヶ崎市地域防災計画 風水害対策計画 新旧対照表</p> <p>茅ヶ崎市地域防災計画 特殊災害対策計画 新旧対照表</p> <p>（追加資料）大雨警報・洪水警報の危険度分布（気象庁）</p>

<p>情報交換資料</p>	<p>資料 2 情報交換資料</p> <p>資料 3 - 1 相模川の洪水浸水対策に係るタイムラインの策定について</p> <p>資料 3 - 2 タイムライン概略版（たたき台）</p> <p>資料 4 避難行動要支援者支援計画（全体計画）及び制度概要</p> <p>資料 5 平成 29 年度茅ヶ崎市災害対策本部運営訓練（図上訓練）への参加 または参観について（依頼）</p> <p>資料 6 ちがさき消防防災フェスティバル 2016 の実施結果</p>
<p>会議の公開・非公開</p>	<p>公開</p>
<p>傍聴者数</p>	<p>3 名</p>

(会議録)

<午後2時開会>

○大竹防災対策課長

定刻となりましたので、平成29年度茅ヶ崎市防災会議幹事会を開会させていただきます。

幹事の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、本日司会を務めさせていただきます、市民安全部防災対策課長の^{大竹}と申します。よろしくお願い申し上げます。

本会議は、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、市長の諮問に応じて地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、設置をしております防災会議の幹事会となります。

それでは、会議の開会に先立ちまして、茅ヶ崎市市民安全部長の^{山田}よりご挨拶申し上げます。

○山田市民安全部長

茅ヶ崎市市民安全部長の^{山田}でございます。

防災会議幹事会を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は大変お忙しい中、茅ヶ崎市防災会議幹事会にご出席いただきまして、心から御礼申し上げます。

また、幹事の皆様におかれましては、日頃より本市の防災行政をはじめとした市政運営に対しまして格別のご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

この幹事会は、前回は平成27年度でしたので、2年ぶりの開催となります。この間にも、平成27年の関東・東北豪雨による鬼怒川の決壊、平成28年の熊本地震や台風第10号による岩手県・北海道における甚大な被害、また、今年に入っての九州北部豪雨など、毎年のように全国で大きな災害が発生しております。こうした被害は決して遠く離れた地で起こった対岸の火事ではなく、本市にあっても十分に起こりうる災害であると認識しております。

こうした全国で発生した災害の教訓や、それを踏まえた災害対策基本法をはじめとした関係法令の改正が進められているところではありますが、本市におきましても、こうした災害の教訓を本市の防災体制に着実に生かしていくため、本年度より市民安全部防災対策課に政策担当を設置し、本日ご審議いただきます地域防災計画の修正等にあたっているところです。

また、今年度より本市の防災会議に防災関係機関として、国土交通省横浜国道事務所、京浜河川事務所、横浜地方气象台、社会福祉協議会の皆様にご参画いただくこととなりました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。さらに、学識経験者として、市内の福祉事業所の代表の方にも今年度より防災会議委員をお願いしており、今年度より取り組みを開始いたしました、避難行動要支援者支援制度をはじめ、特に要配慮者対策についてご意見いただくことで、取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

あらゆる災害に備えた防災体制を充実、強化していくためには、本日お集まりいただいた皆様との連携を強化していくことが不可欠となりますので、引き続き、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、本日は議題として主に地域防災計画の見直しについてご審議いただくとともに、防災の取り組みに係る情報交換を予定しております。限られた時間での会議ではございますが、皆様より忌憚のないご意見をいただきまして、本市の防災体制のさらなる向上に特段のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

願い申し上げます、ご挨拶にかえさせていただきます。

○大竹防災対策課長

ありがとうございました。

次に、会議開催にあたり、会議の公開について、皆様にあらかじめご了承くださいたくお願い申し上げます。

本市では茅ヶ崎市自治基本条例を定めており、同第14条により附属機関の会議は、茅ヶ崎市情報公開条例の規定に基づき非公開としているものを除き、原則公開することとなっております。従いまして、当防災会議幹事会とこの会議録につきましては、公開とさせていただきます。

ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、傍聴者がおられますので、入場していただきます。しばらくお待ちください。

(傍聴者入場)

お待たせいたしました。

それでは会議に先立ちまして、まず会議の成立についてご報告いたします。

本防災会議幹事会は、茅ヶ崎市防災会議運営要綱第5条の規定により、会議の開催は過半数の幹事の出席が必要となりますが、総員38名中、33名のご出席をいただいておりますので、会議は成立してございます。

続きまして、今年度初めての会議となりますので、幹事の皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。本市の防災体制のさらなる充実を図るため、今年度より新たに防災会議にご参画いただくこととなりました機関の皆様をご紹介させていただきます。

まず、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所 地域防災調整官 柳澤亘様でございます。

京浜河川事務所は、相模川に架かります神川橋より下流域の相模川の管理や堤防の整備を進めておられます。昨年5月には相模川の新たな洪水浸水想定を発表するなど、相模川の氾濫に備え、ハード・ソフト両面で流域自治体と連携しながら対策を進めてられており、相模川の洪水対策は本市にとっても重要な対策の一つであるため、今年度よりご参画いただくこととなりました。

続きまして、気象庁東京管区气象台横浜地方气象台 防災管理官 山城幸浩様でございます。

横浜地方气象台は、ご存じのとおり各種の気象警報、注意報を発表されており、大雨時等においては、これまでも本市より気象予測などに基づいた防災体制につきまして、ご助言をいただいております。近年、日本各地で雨の降り方が局地化、激甚化し、記録的短時間大雨情報が発表されるなど、専門的・技術的知見からご助言いただくことは、本市の防災対策に重要であるため、今年度よりご参画いただくこととなりました。

続きまして、神奈川県衛生研究所 管理課長 証晴美様でございます。

衛生研究所は、県の機関として災害時には湘南地域県政総合センターに設置されます、現地対策本部に加わるとともに、本市の下町屋にございます施設につきましては、本市と津波一時退避場所として避難者の受入の協定を締結していただいております。

続きまして、茅ヶ崎市社会福祉協議会 事務局長 矢島啓志様でございます。

社会福祉協議会は、これまでも災害ボランティアセンターの設置・運営について市やボランティア団体と連携しながら取り組んでいただいております。ボランティアセンターに係る訓練やその在り方について、継続して市と協議調整を行っているところです。

続きまして、本日はあいにく欠席されておりますが、緊急輸送道路にも指定されております国道1号を管理する国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所大磯出張所 管理第三係長 新川正敏様にも防災会議幹事会にご参画いただくこととなりましたことを、ご報告いたします。

また、防災会議の委員として、今年度より市内の福祉施設の代表を務めておられます 塚田桂子様にもご参画いただくこととなりました。併せて、ご承知おきください。

それでは、大変恐縮ではございますが、お配りしております「資料2」の席次表の順で自己紹介として所属名とお名前をお願いできればと存じます。

それでは、第三管区海上保安本部 横須賀海上保安部湘南海上保安署の石黒様より左回りでお願いします。

○石黒幹事

海上保安庁湘南海上保安署の石黒と申します。よろしくお願いいたします。

○柳澤幹事

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所、地域防災調整官、柳澤と申します。よろしくお願いいたします。

○山城幹事

気象庁東京管区气象台横浜地方气象台、防災管理官の山城です。どうぞよろしくお願いいたします。

○石田幹事

陸上自衛隊第4施設群第390施設中隊長の石田と申します。今年度より、座間の部隊に配属となり、茅ヶ崎の担当の中隊となりました。よろしくお願いいたします。

○神永幹事

神奈川県藤沢土木事務所、道路維持課長の神永と申します。よろしくお願いいたします。

○吉原幹事

神奈川県湘南地域県政総合センター、県民・防災課長の吉原と申します。よろしくお願いいたします。

○斉田幹事

茅ヶ崎水道営業所、工務・配水課長の斉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○柁幹事

先ほどご紹介いただきました、神奈川県衛生研究所、管理課長の柁と申します。よろしくお願いいたします。

します。

○佐藤幹事

茅ヶ崎警察署、警備課長の佐藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○瀧田幹事

茅ヶ崎市総務部、行政総務課長の瀧田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○岩井幹事

茅ヶ崎市企画部、企画経営課の岩井と申します。企画経営課長が欠席により、代理出席させていただいております。よろしく願いいたします。

○関山幹事

茅ヶ崎市文化生涯学習部、文化生涯学習課長の関山と申します。よろしく願いいたします。

○吉川幹事

茅ヶ崎市福祉部、福祉政策課長の吉川と申します。よろしく願いいたします。

○青木幹事

茅ヶ崎市こども育成部、こども育成相談課長の青木と申します。子育て支援課長欠席のため、代理出席させていただいております。よろしく願いいたします。

○長島幹事

茅ヶ崎市環境部、環境保全課長の長島です。本来であれば環境政策課長が出席するところですが、代理で出席しております。よろしく願いいたします。

○小泉幹事

代理出席となります。茅ヶ崎市都市部、都市計画課の小泉と申します。よろしく願いいたします。

○青木幹事

茅ヶ崎市建設部、建設総務課長の青木と申します。よろしく願いいたします。

○越野幹事

茅ヶ崎市下水道河川部、下水道河川総務課長の越野と申します。よろしく願いいたします。

○小島幹事

茅ヶ崎市保健所、保健企画課長の小島と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○村山幹事

代理出席となります。茅ヶ崎市立病院、病院総務課の村山と申します。よろしく願いいたします。

○小池幹事

茅ヶ崎市教育委員会、教育総務課長の小池と申します。よろしく願いいたします。

○清水幹事

茅ヶ崎市消防団の副団長をやっております、清水と申します。よろしく願いいたします。

○吉崎幹事

代理出席となります。日本郵便株式会社茅ヶ崎郵便局、総務課長の吉崎と申します。よろしく願いいたします。

○長橋幹事

N T T東日本神奈川西支店、総括担当課長の長橋です。よろしく願いいたします。

○石渡幹事

東京電力パワーグリッド平塚支社の石渡と申します。東京電力パワーグリッド平塚支社は、平塚市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町の電力設備の管理をしているグループのマネージャーをしております。よろしく願いいたします。

○神山幹事

東京ガス株式会社神奈川支社神奈川西支店、副支店長の神山と申します。よろしく願いいたします。

○佐藤幹事

代理出席となります。神奈川県トラック協会の佐藤と申します。よろしく願いいたします。

○上原幹事

神奈川中央交通、茅ヶ崎営業所の上原と申します。よろしく願いいたします。

○前川幹事

茅ヶ崎医師会より参加させていただいております、前川と申します。よろしく願いいたします。

○朝倉幹事

茅ヶ崎商工会議所専務理事の朝倉と申します。よろしく願いいたします。

○矢島幹事

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会、事務局長の矢島と申します。よろしく願いいたします。

○大竹防災対策課長

続きまして、事務局より順に自己紹介させていただきます。

○事務局（橋村課長補佐）

茅ヶ崎市市民安全部防災対策課、政策担当の課長補佐をしております、橋村と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（臼井主任）

同じく政策担当の臼井と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（菊池危機管理担当課長）

危機管理担当課長の菊池でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（入澤主幹）

防災対策課防災担当主幹の入澤でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（掛川主任）

政策担当の掛川と申します。よろしくお願いいたします。

○大竹防災対策課長

最後に私、防災対策課大竹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではこれより議事に移らせていただきます。議事につきましては、茅ヶ崎市防災会議運営要綱第5条の規定により、市民安全部長が議長を務めます。よろしくお願いいたします。

○山田幹事長

それでは、議事に入らせていただきます。幹事の皆様のご協力をお願いいたします。はじめに、会議録署名人の指名をさせていただきます。

本日は、第三管区海上保安本部横須賀海上保安部湘南海上保安署の石黒様をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、茅ヶ崎市地域防災計画の修正案に関する議事に入ります。

議題（1）「茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画（骨子案）及び「茅ヶ崎市地域防災計画 風水害対策計画・特殊災害対策計画（骨子案）」について、事務局から説明を願います。

○事務局（橋村課長補佐）

防災対策課の橋村でございます。恐縮ですが、着座にてご説明させていただきます。

資料につきましては、資料1のパワーポイント資料です。また、前と後ろに同じものを表示しておりますので、そちらをご覧ください。

まずは、本日の議題であります計画骨子案の作成にあたりまして、7月に関係機関の皆様にご意見照会させていただきましたところですが、お忙しい中、ご回答いただき誠にありがとうございました。

皆様からいただきましたご意見を踏まえ修正したものをお手元の資料として配布させていただきましたところですが、ご意見いただいた内容のうち、現在、関係者間で協議を進めている事項につきましては、引き続き、協議、調整を進めながら、次回、30年度に予定しております計画の修正に反映させていきたいと考えておりますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議題(1)「茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画(骨子案)及び「茅ヶ崎市地域防災計画 風水害対策計画・特殊災害対策計画(骨子案)」について、ご説明申し上げます。

本議題に係る資料につきましては、資料1となります。お手元の資料では1ページをご覧ください。

まず、計画修正の考えについてご説明させていただいた後、今年度の修正内容として、各計画に共通する内容、地震災害対策計画に係る内容、風水害対策計画、特殊災害対策計画に係る内容とに分けてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

それでは、まず「1 計画修正の考え」についてご説明いたします。

先ほども話に上がりましたが、前回の計画修正以降も全国各地で大きな被害を伴う災害が、毎年のように発生している状況です。こうした災害を踏まえて行われました、災害対策基本法や水防法の改正、具体的な災害事例の教訓を踏まえてまとめられた、国の報告書やガイドライン、各機関での災害に関する取り組み等を踏まえまして、本市の防災対策をより一層推進するため、このたび計画の修正を行うことといたします。

続きまして、「2 平成29年度の主な修正内容」のうち、「(1) 各計画に共通する主な修正内容」についてご説明いたします。

共通の修正内容は、4ページでございます、アからカとなりますが、アから順にご説明させていただきます。資料につきましては、5ページをご覧ください。

「指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び周知」についてです。

東日本大震災において、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、被害拡大の一因となったことを踏まえまして、その後災害対策基本法において、洪水、土砂災害、大規模な火災等の切迫した危険から緊急的に身を守るために避難する場所である指定緊急避難場所と、避難生活を送るための指定避難所を区別して指定することが法律に規定されました。これに伴いまして、指定緊急避難場所と指定避難所の考え方を今回計画に追加いたしました。

なお、市では現在、指定緊急避難場所と指定避難所の指定に向けた作業を進めており、今年度中に法に基づき指定を行うことを考えております。

また、指定緊急避難場所のうち、特に大規模な火災からの避難先となります広域避難場所につきましては、現行8カ所ある広域避難場所のうちの7カ所が昭和50年代の指定であり、指定から40年程度が経過しまして、指定当時とは広域避難場所の周辺環境も大きく変化していることから、防災会議の専門委員として学識経験者の方にもご意見をいただきながら、現在、検討を進めているところでございます。

本年12月を目途に、広域避難場所の見直しの検討を進めているところですので、今後予定しており

ます防災会議で検討結果についてもご報告させていただければと考えております。

続きまして、6ページ「広域一時滞在の協議」をご覧ください。

東日本大震災において市町村の区域を越えた被災住民の移動及び受入が必要となるような事態が発生いたしました。法律上の規定が十分でなく、自治体間の調整が円滑に進まなかったことを踏まえまして、新たに法律に位置づけられたものであります。今回、必要に応じて法に基づき他市町村への避難について、協議する旨を計画に追加いたしました。

なお、茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町で構成する広域連携の協議会におきまして、今年度、市域、町域を越えた避難について、具体的に検討を進めているところでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。「防災関係機関への助言の求め」についてです。

すでにこれまでも、大雨等が予測される場合には、市より横浜地方気象台様にご連絡をさせていただきまして、今後の気象情報等のご助言をいただいているところですが、避難勧告等の発令にあたり、市より関係機関に専門的・技術的な知見について助言を求めること、助言を求められた機関は応答しなければならないことが法に位置づけられたため、このたび計画に追加したものととなります。

続いて、8ページをご覧ください。「緊急車両の通行ルートの確保のための措置」についてです。

大規模災害時に、被災地や被災地に向かう道路上に大量の車両が放置され、消防や救助活動、救援物資の輸送などに支障が生じるおそれがあることから、道路管理者による緊急時の災害応急措置として、通行ルートの確保が法に位置づけられたため、このたび計画に追加いたしました。

続きまして、9ページ国の「防災基本計画の修正に伴う修正」の「物資輸送の円滑化」についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、熊本地震における物資輸送の教訓を踏まえるとともに、熊本地震を踏まえ修正されました国の防災基本計画において、地方公共団体の取組である物資拠点等の点検が修正されたため、新たに追加したものです。

物資拠点の点検につきましては、県トラック協会様において、昨年、県や政令市の物資集積拠点の点検等を行ったと聞いておりますので、ご助言をいただきながら、今後市の物資集積拠点につきましても検証作業等を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、10ページをご覧ください。「ICTの活用」についてです。

こちらにつきましても、熊本地震を踏まえ修正されました国の防災基本計画において、地方公共団体の取組として新たに追加されたものとなります。本市においては、すでにICTを活用した災害情報の一元化について取り組んでおり、平成26年度より災害対策本部運営訓練において使用しながら、その検証を進めているところですが、このたび防災基本計画にそういった内容が明確に位置づけられたことを踏まえまして、地域防災計画にも追加することいたしました。

続きまして、11ページをご覧ください。「避難情報の名称変更」についてです。

こちらにつきましては、平成28年の台風第10号の教訓を踏まえまして、住民に避難を促すための避難情報の名称が、11ページに示しているように変更となりましたため、この変更に合わせて計画の記載内容を修正いたしました。

続いて、12ページをご覧ください。「緊急災害対策派遣隊」についてです。

これまで計画書には、広域応援部隊として、自衛隊、警察、消防、医療機関のDMATを広域応援部隊と記載しておりましたが、近年の災害において、発災直後より河川や道路等の迅速な復旧に重要な役

割を果たしている国土交通省の緊急災害対策派遣隊を広域応援部隊のひとつとして追加するとともに、その応援要請の流れを追加いたしました。

続いて、13ページをご覧ください。「ウ 避難勧告等に関するガイドラインに基づく修正」の「避難勧告等の発令の考え方」についてです。

こちらは平成29年3月に修正されました、ガイドラインの内容を踏まえまして、避難勧告等の発令時の避難行動の基本的な考え方、災害種別ごとの避難勧告等の発令基準について、ガイドラインをもとに修正いたしました。

続きまして、14ページをご覧ください。「エ 防災会議委員の充実に伴う修正」についてです。

今年度より新たに防災会議に参画いただきました機関につきまして、各機関に係る取り組みや、横浜国道事務所が進める国道1号での電線地中化に向けた共同溝の設置の取り組みや、相模川の氾濫に備えた洪水情報の配信や大規模氾濫減災対策協議会といった取り組みを追加しました。

続いて、15ページをご覧ください。「オ 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策のあり方について」を踏まえた修正」についてです。

熊本地震の教訓の一つに、市町村と指定管理者間での災害時の役割分担が共有されていなかったことが指摘されています。このことを踏まえ、災害時の役割のある指定管理施設について、災害発生前よりあらかじめ互いの役割分担について確認しておくことを計画に位置付けました。

続きまして、16ページをご覧ください。「カ その他の修正事項」のうち、「市の保健所政令市移行に伴う業務分担の変更」についてです。

この4月より茅ヶ崎市では、保健所政令市に移行し、これまで県が行っておりました保健所業務を市が行うこととなりました。これに伴い、市では既存の保健業務や環境衛生業務を保健所に移管いたしました。これに合わせ、災害時の役割についても一部変更しました。具体的には、これまで保健福祉部で行っておりました、医療救護対策や災害時の保健師の運用、環境部が担っておりました、多数遺体対策や災害時のペット対策につきまして、保健所の災害時の業務として移管することといたしました。

各計画に共通する主な修正内容の説明については以上となります。

○事務局（臼井主任）

防災対策課の臼井と申します。「(2) 地震災害対策計画の主な修正」についてご説明いたします。17ページをご覧ください。

南海トラフ地震対策特別措置法の施行に伴い、南海トラフ地震防災対策推進計画の作成を行いました。この計画は、日本において発生が想定される最大級の地震であり、広域に被害が及ぶと想定される南海トラフ地震により発生する、津波からの防護、円滑な避難の確保など、本市において地震防災対策の推進を図ることを目的として作成するものです。

18ページをご覧ください。本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されております。そのため、今回計画を作成し、地域防災計画に反映させたものとなります。

19ページをご覧ください。南海トラフ地震による、本市の被害想定を載せたものとなります。各数字の右に記載しております括弧内の数字が、南海トラフ地震以外の本市における最大被害の想定となっております。南海トラフ地震で想定される震度や津波の浸水想定区域は、本市で想定されている地震と比較すると最大のものではなく、基本的に地震災害対策計画を準用するというかたちをとっております。

地震災害対策計画の主な修正内容の説明については以上となります。

○事務局（掛川主任）

防災対策課の掛川と申します。私からは、「2 平成29年度の主な修正内容」のうち、「(3) 風水害対策計画、特殊災害対策計画の主な修正」についてご説明申し上げます。

20ページをご覧ください。風水害対策計画、特殊災害対策計画についての主な修正項目は御覧のとおりです。順に説明させていただきます。

21ページをご覧ください。まず、「ア 平成27年の水防法等の改正に伴う修正」のうち、「洪水予報河川、水位周知河川等の指定」についてです。

洪水予報河川につきましては、水防法第10条に基づき、国管理の相模川下流、神奈川県管理の相模川中流について、それぞれ指定されており、水位周知河川については、水防法第13条に基づき、神奈川県管理の小出川及び梅田橋から小出川合流点までの千の川が指定されているところでございます。

また、平成27年に改正されました水防法に基づき、水防法第13条の2及び3において、水位周知下水道及び水位周知海岸についての規定が新たに設けられました。

これら洪水予報河川等の位置付け、指定状況を追加しております。

続きまして、22ページをご覧ください。「想定最大規模の洪水等に係る浸水想定区域の指定」についてです。

平成27年の水防法の改正前においては、河川の洪水防御に関する基本となる降雨、いわゆる計画規模降雨を前提とし、浸水想定区域が指定されておりました。しかし、近年、現在の想定を超える浸水被害が多発し、激甚化していることを踏まえ、更なる避難体制等の充実・強化を行うため、水防法が改正され、前提とする降雨が想定最大規模に変更されました。相模川では従前、相模川流域48時間雨量が459mmでしたが、これが想定最大規模として、567mmに変更されています。既に昨年5月に相模川下流、今年の3月には相模川中流において、それぞれ想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域が指定・公表されておりますので、その指定状況等を追加しております。

続きまして、23ページをご覧ください。「想定最大規模の洪水等ハザードマップの作成」についてです。

市では、平成20年3月に洪水時の円滑かつ迅速な避難確保を図ることを目的として、茅ヶ崎市洪水ハザードマップを作成しておりましたが、想定最大規模降雨による洪水等の浸水想定区域の指定を踏まえたハザードマップを新たに作成する必要があることから、記載内容を修正いたしました。

なお、本市では現在、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域が指定されております相模川について、洪水ハザードマップの作成を進めております。

続きまして、24ページから26ページをご説明させていただきます。「イ 平成29年の水防法等の改正に伴う修正」についてです。

今年度に改正されました水防法では、平成27年9月の関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等での逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生したことを背景として、逃げ遅れゼロや社会被害の最小化を実現するための対策について新たに規定が設けられております。

まず、24ページの「大規模氾濫減災協議会の設置及び取組等」についてです。洪水予報河川及び水位周知河川の管理者である国及び県が、多様な関係者が連携し、大規模氾濫に対する減災対策をハー

ド・ソフト両面から総合的・一体的に推進するため、大規模規模氾濫減災協議会を組織するものとした、水防法第15条の9及び10について、計画に位置付け、役割等を追加しております。

この協議会については、国における「相模川大規模氾濫に関する減災対策専門部会」、また、県における「神奈川県大規模氾濫減災協議会」として、すでに取組が進められているところでございます。

続きまして、25ページ「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成」についてです。

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練の実施については、従前、努力義務とされていましたが、今年度の水防法改正により、義務として変更されたことに伴い、避難計画の作成、避難訓練の実施、これらに係る支援・点検体制等について追加をしております。

続きまして、26ページ「市管理河川における水害リスクの情報の周知」についてです。

洪水予報河川及び水位周知河川として指定されている以外の河川、市が管理する河川についても、積極的な避難行動が求められる場合があることから、住民等の的確な避難の判断等に資するよう、市は浸水実績等を把握した時は、水害リスク情報として住民等に周知することを追加しております。

続きまして、27ページをご覧ください。「オ その他風水害対策計画に係る修正」のうち、「ホットラインの体制整備」についてです。

相模川における洪水発生が予見される場合については、京浜河川事務所及び神奈川県と、気象状況により甚大な災害の発生が予見される場合においては、横浜地方気象台とすでにホットラインの運用をしており、市は必要な助言をいただくこととなっております。この運用については、引き続き体制を整備、維持しながら継続する必要があることから、これについて計画に追加しております。

続きまして、28ページをご覧ください。「共同点検における水防活動、避難行動の推進」についてです。

こちらについては、すでに出水期前に河川等の点検を防災関係機関等が共同で行い、注意箇所等の共通認識を図っておりますが、引き続き実施していく必要のある重要な取組であることから、記載を追加しております。

続きまして、29ページをご覧ください。「洪水情報のプッシュ型配信」についてです。

京浜河川事務所の取組となりますが、洪水時に住民等の主体的な避難を促すことを目的として、今年5月から開始されました、相模川下流における緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信について追加したものでございます。プッシュ型配信は相模川下流において、氾濫危険情報、氾濫発生情報が発表されたことを契機として配信されることとなっております。

続きまして、30ページをご覧ください。「防災関係機関によるタイムラインの作成」についてです。

大規模な氾濫は必ず発生するものという考えに立ち、事前に行うべき防災行動とその実施主体を時系列で整理した防災行動計画、いわゆるタイムラインの作成について、追加したものでございます。

なお、すでに本市では、平成27年11月に京浜河川事務所、横浜地方気象台とともに、相模川下流における「避難勧告等の発令に着目したタイムライン」を作成している状況ではございますが、後の情報交換で御説明させていただきますとおり、このタイムラインについて、より実効性の高い計画を目指した見直し作業を進めております。

続きまして、31ページをご覧ください。「水防体制構築の基本的な考え方」及び「水防体制の見直し」についてです。

従前の計画では、水防体制の構築について、現況の警報、注意報或いは河川の水位情報を基準として、これに対応する規模の体制を順次構築することとしておりました。

今回の修正では、風水害への対応力、実効性を更に高めるため、従前の体制を見直し、大雨等による影響や被害を可能な限り見積もることで、事前にこれに対応し得る体制を構築するものとして改めたものでございます。

以上が、風水害対策計画の主な修正点でございます。

続きまして、32ページをご覧ください。「カ 特殊災害対策計画に係る修正」についてご説明申し上げます。

特殊災害対策計画のうち、竜巻等突風災害対策についてでございますが、平成26年9月より運用が開始されております目撃情報を含む竜巻注意情報の発表とその発表例について、記載を追加しております。

なお、本市では目撃情報を含む竜巻注意情報が発表された際は、特に竜巻に対する警戒が必要となることから、防災行政用無線等による注意喚起を行うこととしております。

「議題1 各計画の修正骨子」についての説明は以上です

○山田幹事長

ただいま事務局から議題（1）「茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画（骨子案）、風水害対策計画（骨子案）、特殊災害対策計画（骨子案）」について説明がありましたが、幹事の皆様からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

○越野幹事

質問です。資料1の5ページですが、指定緊急避難場所と指定緊急避難所ということで、公立小中学校を指定避難所とした場合、避難生活を送るということですが、従来どおり校庭などは緊急的に避難する場所として、機能するというものでよろしいのでしょうか。

○事務局（橋村課長補佐）

指定緊急避難場所、指定避難所のご質問にお答えします。小中学校につきましては、まだ法による指定緊急避難場所、指定避難所の指定は行っておりませんが、実質的には避難生活を送る場所として、指定避難所としての位置づけを行っております。

また小中学校につきましては、例えば津波一時退避場所、土砂災害からの緊急的な避難場所となっておりますので、指定避難所としての役割と、指定緊急避難場所の役割を兼ねて指定することを考えております。法律上も兼ねて指定することが認められておりますので、これまで通り兼ねて指定することを考えております。

○山田幹事長

その他、ございますか。

○山城幹事

横浜地方気象台防災管理官の山城です。このたび、この会議に参加させていただくことになりました。今後よろしくお願いいたします。

ここにお集まりの皆様におかれましては、日々の防災対応の最前線で奮闘されているということですので、敬意を表したいと思います。横浜地方気象台としましては、気象情報の適時、的確な提供といった部分でお役に立てればと考えております。

このたびの改正にあたりましては、気象庁の発表しました、新しい気象情報をたくさん取り込んでいただいております。それにつきまして、補足説明させていただきます。お手元のリーフレットをご覧ください。

最近、線状降水帯と呼ばれる、集中豪雨が発生しておりまして、大きな災害になっているというのはご存知の通りと思われれます。それほど大きな災害ではなくても、短時間の強雨による河川の急激な増水、浸水、がけ崩れ、こういった災害が頻発している状況でございます。

気象庁といたしましては、大雨警報、洪水警報等を発表した場合に、災害の状況を分かりやすく理解してもらいたいと思い、リーフレットに載っております、「危険度分布」という考え方で皆様に発表させていただいております。

表紙に、3つの情報の絵を載せております。一番左側ですが、土砂災害警戒判定メッシュ情報、こちらは土砂災害の発生しやすい状況をお知らせするものです。真ん中の、大雨警報（浸水害）危険度分布は、急激な大雨によって浸水が発生しやすい場所をお知らせするものです。右側は洪水警報の危険度分布です。河川ごとに色分けをして、急な氾濫等、危険度を色によって表示したものです。

開いていただきまして、右下のほうに、各箇所でのどのような災害が懸念されるのかということが、記載されています。急傾斜地付近にお住まいの人であれば、土砂災害警戒情報をみていただいて、危険度を予測していただきたい。河川については、浸水の危険度分布をみていただきたいと思っております。それぞれの災害について、危険度を認識していただく目的で作成した情報となります。この情報は警報の発表される前から発表された後も、随時更新していきます。警報を出しっぱなしという訳ではなく、この危険度分布をみて、地区ごとの危険度を把握できる情報を作っています。こういった様々な情報を気象庁気象台は発表しておりますので、ぜひご利用いただきたいと思っております。これらの情報は、気象庁のホームページで公開しておりますので、大雨の際はご覧いただきたいと考えております。

○山田幹事長

山城様、どうもありがとうございました。風水害対策計画の基本となります、気象に関する説明をいただきました。気象庁におかれましては、日頃から台風、大雨等の際は本市の職員がたびたび情報提供のお願いをさせていただいております。日頃よりご協力をいただきましてありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

他に質問、ご意見等ございますか。

○柳澤幹事

国土交通省京浜河川事務所の柳澤と申します。質問ではなく、説明に対する補足をさせていただいてもよろしいでしょうか。

先ほど説明のありました、12ページになります。緊急災害対策派遣隊の紹介をさせていただきます。平成20年4月から、国土交通省で緊急災害対策派遣隊を設けました。発災後すぐ準備を行い、被災地に派遣をします。被災自治体に対し、より迅速に支援が行えるよう結成しました。現在全国に8912名の職員が任命されておりまして、日本全国どこで災害が起きても、すべての整備局からかけつけることとなっております。

九州北部豪雨の際、私は1週間ほど災害調査に行きました。関東地方整備局だけでも、7月6日から13日の間で440人の職員を派遣しました。被災状況調査、現地支援、応急復旧また、災害復旧するための基礎調査、避難判断のための危険度調査等を行いました。

次に24ページをご覧ください。先ほど事務局から説明していただきましたが、大規模氾濫減災対策協議会です。すでに会議を開催しておりますが、水防法の改正に伴って、法律に位置づけられました。平成30年5月の協議会開催時に、法律に基づいて規約の改正を行う予定です。

最後に、28ページをご覧ください。共同点検についてです。鬼怒川の決壊前は、合同巡視というかたちで防災関係機関で行っていましたが、鬼怒川決壊後は、地元住民の方にも入っていただき、名前を共同点検に変えて行っています。茅ヶ崎市では、平成29年6月13日に実施しました。その際、中島地区の方から非常に熱心に質問を受け、平成29年9月下旬に行われた中島地区の防災訓練で京浜河川事務所もお声かけいただきまして、再度地区の方に説明をさせていただきました。

あと1点、朝倉市で24時間あたり565mmほどの雨が降りました。浸水想定区域の想定最大で、相模川は567mmです。実際に朝倉市でこれだけの雨が降っているのです、現実起こりうる雨量だということ認識していただきたいと思います。

○山田幹事長

ありがとうございました。京浜河川事務所様におかれましても、本市とよく連携をとっていただきまして、先ほど仰っていただきました、相模川の氾濫に備えるということで、地域の方々とも共同点検を行っていただきました。今後とも共同点検をお願いしたいと思います。

その他、ご質問等ございますか。

○小島幹事

保健所保健企画課の小島と申します。質問ではないのですが、補足をさせていただきたいと思います。

スライドの16ページをご覧ください。今年度4月1日より、茅ヶ崎市が保健所設置市へ移行し、茅ヶ崎市保健所として新たにスタートいたしました。これまで、県の茅ヶ崎保健福祉事務所が行っていた茅ヶ崎・寒川管内の保健所業務を担うこととなり、災害時における取り組み内容にも変更が生じております。まず、これまで県の茅ヶ崎保健福祉事務所が実施しておりました地域災害医療対策会議、これは市で対応しきれなくなった災害時医療にかかる人的、物的支援の要請に関し、湘南東部二次医療圏、二次医療圏とは、茅ヶ崎、藤沢、寒川を指しますけれども、これを基本としたブロック単位で県に支援を求めていく仕組みで、医療の専門用語にも精通した災害医療コーディネーターが通訳となって県と市をつなぎ、必要な資源を分配するものでございますが、本市が保健所設置市に移行したことにより、本市が属する湘南東部二次医療圏には県の保健福祉事務所がないエリアとなりました。こうしたことから、この地域災害医療対策会議につきましては、茅ヶ崎・寒川管内を茅ヶ崎市が担うこととなり、ダイレク

トに県の医療救護本部と調整を図ることができるようになりました。

また、これまでも市で実施していた取り組みのうち、医療救護対策でございますが、発災時に市内13中学校と市立病院の向かいにあります地域医療センターに開設を想定している医療救護所の関係につきましては、平成29年4月から保健所地域保健課に業務が移管されております。このほか、保健師の運用調整や災害時保健福祉専門職ボランティア事前登録制度につきましては保健所保健企画課で、多数遺体対策及びペット対策につきましては保健所環境衛生課で、それぞれ担うこととなっております。情報提供と補足とさせていただきます。

○山田幹事長

ありがとうございました。平成29年4月から茅ヶ崎市は保健所設置市となったことによって、防災会議に茅ヶ崎市保健所が加わりました。なお一層の防災体制の進展が図られると考えております。

他にございますか。

質問は、以上でよろしいでしょうか。

それでは、続いて、議題(2)「今後のスケジュールについて」、事務局から説明を願います。

○事務局(臼井主任)

事務局より、茅ヶ崎市地域防災計画修正にかかる今後のスケジュールをご説明申し上げます。

本日も議論いただきました、地震災害対策計画(骨子案)、風水害対策計画・特殊災害対策計画(骨子案)についてでございますが、10月から11月にかけてパブリックコメントの実施を予定しております。

本日も出席いただいた、防災関係機関の皆様におかれましても、再度骨子の内容をご確認いただき、修正に係るご意見があれば、パブリックコメントの終了を予定している11月下旬までの間、引き続き頂戴したいと存じますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、パブリックコメントや皆様からいただいたご意見をもとに、計画案としてとりまとめ、防災会議に諮ってまいります。

防災会議の開催日時につきましては、2月頃を予定しております。事前に通知をお送りいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、平成29年度の修正はこのようなかたちで進めさせていただきますが、29年度の後半より、平成30年度の修正作業を行ってまいりますので、引き続きそちらにつきましても、ご協力賜ります、よろしくお願い申し上げます。

事務局からのスケジュール説明については、以上となります。

○山田幹事長

ただいま事務局から議題(2)「今後のスケジュールについて」説明がありましたが、ご不明な点などございますでしょうか。

(意見等なし)

○山田幹事長

皆様よろしいでしょうか。

本日の議事につきましては、これもちまして終了とさせていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。

それでは、進行を司会へ戻します。

○大竹防災対策課長

それでは、次第の「4 情報交換」に移らせていただきます。

本日は、お集まりいただいた皆様にも関わります、本市の防災の取り組み4件についてご説明させていただきます。

まず、1つ目として、相模川の洪水浸水対策に係る「タイムラインの作成について」、事務局より説明願います。

○事務局（益田主任）

茅ヶ崎市防災対策課の益田と申します。どうぞよろしくお願いたします。それでは、お手元の資料3-1に基づきまして、ご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

まず、タイムライン策定の背景についてでございますが、冒頭からお話ございましたが、これまでもタイムラインというものは策定していたところですが、より実効性の高いものを目指して策定するところ、今年度から市の全庁的な取り組みとして、進めているところ。スライドにもあるとおり、これまでの想定を超える浸水被害が多発していることを踏まえまして、避難体制の強化を図るために、水防法が改正しているところ。

スライドにございますとおり、平成27年9月の関東・東北豪雨、鬼怒川の決壊の様子が報道等ございましたが、こういった契機も踏まえまして、水防法が改正されているところでございます。

関東・東北豪雨の際は、約4,300名の方がヘリコプターによって救出されたという状況でした。この時の総雨量は、日光市で48時間あたり551mmを記録しています。

3ページをご覧ください。毎年のように水害が起きており、いどこで水害が起きてもおかしくない、こういったことも踏まえて水防法の改正が行われております。

続きまして、4ページをご覧ください。タイムライン策定の背景といたしまして、水防法の具体的に改正している部分となりますが、これまで計画規模降雨による洪水が発生することを前提としておりましたが、想定し得る最大規模降雨による洪水が発生することを前提として対策することとなります。相模川については、計画規模が459mmということでこれまでハザードマップ等で示しておりましたが、想定最大規模567mmの降雨に対する水防体制、防災対策をしていくということとなりました。

国、県から示されている、相模川の浸水想定区域図が5ページになります。茅ヶ崎市域を赤い線で区切っております。市域の4分の1が浸水域ということで、この浸水域の中には、約58,600の方が居住しております。続いて、6ページをご覧くださいなのですが、水防法が改正されたことにより、新しく取り入れられた考え方になります。浸水継続時間というものです。最大で1週間浸水が継続する地域がございます。また、24時間以上浸水が継続する地域については、約40,000の方が居住しております。

7 ページ目をご覧ください。想定最大規模降雨による影響として、浸水想定区域内には、約 58,600 名の方が居住をしているということで、市としては、家の全居室が水没してしまう方、浸水継続時間が 3 日以上の方、川の氾濫によって家が流されてしまうおそれのある方については、立ち退き避難が必要と考えております。その方々は、58,600 人の内、6,300 人です。避難行動要支援者は、2,800 人です。

8 ページをご覧ください。浸水想定区域内には、様々な施設が所在しておりまして、公共施設では 39 施設、医療機関は 16 施設、要配慮者施設は 27 施設です。これらの施設、例えば要配慮者施設の方々をどのように避難させるのか、避難先をどのように確保していくのかなど今後検討が必要だと考えております。

立ち退き避難が必要な方々をどのように避難させるのか、要配慮者施設等の利用者、従業員をどのように避難させるかといったところで、逃げ遅れゼロを目指す取り組みが必要となります。そうしたところで、タイムラインの策定といたしましては、相模川の想定最大規模降雨の際に起きる、水害、洪水に対して、事前にいつ、誰が、何をするかについて着目をして、時系列で整理を行っていき、事前の対策を進めていくということです。

10 ページをご覧ください。相模川の最大規模降雨の降雨量と水位の変動を示したグラフとなります。棒グラフが、1 時間あたりの降雨量、折れ線グラフが水位を示しております。注目していただきたいのが、水防団待機水位から、越流まで約 2 時間 20 分となっております。この短時間で急激に水位が上昇しております。また、越流の 12 時間前から雨が非常に強くなり、大雨特別警報等が発表される可能性があるということで、雨が強くなる 12 時間前までに浸水域外への避難を完了させる必要があります。こうしたことから、避難行動のタイミングについても前もった対策が必要と考えております。

続きまして、11 ページをご覧ください。これまでは、避難情報等の発令は、水位情報を参考に行われておりましたが、水位情報に基づいた避難情報の発令では住民の逃げ遅れが発生する可能性があるということで、逃げ遅れゼロを実現するためには、3 日前、2 日前、1 日前から余裕を持った避難対策のための防災行動が必要だということで、防災行動を時間軸で整理をして、タイムラインの策定を行っていく必要があると考えております。

資料 3-2 をご覧ください。タイムラインの策定を進めるに当たって、概略版を作成したものです。こちらは、避難対策に特化したものとなっております。24 時間前から要配慮者、避難行動要支援者の立ち退き避難を開始、18 時間前から一般住民の立ち退き避難を開始、12 時間前には、浸水想定区域外への立ち退き避難が完了としています。茅ヶ崎市庁内の各部ごとに避難対策に必要な事柄を洗い出し、今年度内にタイムラインの策定を目指しています。そして来年度には、防災会議に参加されている各機関の方々にご協力いただき、事業者も含めたタイムラインの策定を進めていきたいと考えております。説明は以上となります。

○大竹防災対策課長

情報交換の 1 つ目といたしまして、相模川の洪水浸水対策に係る本市の取り組みについてご紹介させていただきました。幹事の皆様からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

(質問等なし)

○大竹防災対策課長

皆様よろしいでしょうか。説明の中にもありましたが、今年度中に市役所内部のタイムラインをまず作成したいと考えております。作成にあたりましては、関係機関の皆様にご助言等賜るかと思います。どうぞご協力のほどよろしくお願いできればと思います。

続きまして、情報交換の2つ目となります。「茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画（全体計画）について」、事務局より説明願います。

○事務局（入澤主幹）

それでは、「茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画（全体計画）について」ご説明させていただきます。資料4をご覧ください。

なぜこのような計画の策定が必要になったのかについて、ご説明させていただきます。1ページをご覧ください。東日本大震災において、亡くなられた方のうち、60歳以上の方が全体の66%以上、また、障害のある方の犠牲者の割合についても、健常者の方と比較して2倍程度となっております。このようなことから、避難行動要支援者支援計画の策定を行っているものであります。また、過去の大きな震災や風水害においても共通しており、このような方々が亡くなられた主な理由が、安全な場所へ移動することが困難である、避難の必要性や避難方法を判断しづらい、自ら避難することが困難など、支援が必要な方々の個人情報、速やかに関係者に提供されずに救援が遅れたこと、このようなことから災害時に特に支援が必要な人への、避難支援が重要であります。

2ページをご覧ください。その一方で、長野県北部地震では、住民らによる迅速な安否確認と救助活動により、死者をゼロに抑えることができた、また平成28年12月に発生した、新潟県糸魚川市の火災では、近所で避難が必要であることの声掛けや安否確認により、死者が出なかったという実例があります。この主な理由としては、日頃からの声掛けや行事等を通じ、顔の見える関係ができていた、また、地域で培われた住民同士のつながりがあったからだと言われております。しかし、現在では多くの地域で隣近所での付き合いがなくなっていることや、核家族化により、地域の関係が希薄化しているというのが現状です。

本市の現状としては、現在高齢化率は約25%、高齢者のみの世帯は約22%、障害者は23人に1人となっております。本市において東日本大震災のような大災害起きた時は、同様の被害が起こりうる可能性があることから、高齢者や障害者への被害を減らすことで、減災につなげることができると考えられます。

国の動きとして、平成25年6月に災害対策基本法の一部改正が行われました。この改正の目的といたしまして、災害時に特に支援が必要な人が、速やかに避難ができるように支援し、減災につなげることがあげられております。そのポイントの1つとして、自ら避難することが困難な方をあらかじめ市で把握し、その名簿を備えられるようになっております。2つ目として、本人の同意を得たうえで、避難支援等関係者に支援が必要な方の名簿情報を平常時から提供し、多様な主体による重層的な見守り体制がとれるようにしていくというものです。最後に、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合、避難支援等関係者とそれ以外の方への情報提供ができるようになっております。

災害対策基本法一部改正後、本市の取り組みといたしまして、平成27年11月に茅ヶ崎市地域防災

計画の一部修正を行いました。また、平成29年4月に茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画（全体計画）の策定を行いました。

6ページをご覧ください。避難行動要支援者制度について、簡単にご説明させていただきます。避難行動要支援者の方々は、支援が必要であることを、市に届け出ていただきます。市は支援が必要な方の情報を整理し、名簿として避難支援等関係者に提供していきます。避難支援等関係者の皆様は、提供された避難行動要支援者名簿を活用し、どのような方に支援が必要なのか把握していただき、避難行動要支援者の避難支援を行っていただきます。それにより、減災を目指していきます。

7ページをご覧ください。避難行動要支援者とは、どのような方かを記載しております。こちらの説明は割愛させていただきます。

8ページをご覧ください。避難支援等関係者と関係団体についてご説明いたします。避難支援等関係者とは、消防機関、警察、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括支援センターの皆様でございます。関係団体とは、福祉事業者、福祉相談室、社会福祉協議会、専門職ボランティア、まちから協議会、その他関係団体、これらの皆様でございます。関係団体の皆様につきましては、平常時からの避難行動要支援者名簿の提供はいたしません、日頃より避難行動要支援者と関わり、支援していただく団体として位置付けさせていただいております。避難支援等関係者、関係団体の皆様には、災害発生時は、まずご自身、ご家族の安全を最優先で確保していただき、避難行動要支援者の避難支援を可能な範囲で行っていただきたいと考えております。

10ページをご覧ください。避難行動要支援者名簿を配布する目的について、災害対策基本法第49条の10に、「避難支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を、災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とすること」、と定められております。台風や津波等の実際に被害が生じるまでの一定の時間的猶予がある災害については、まず避難の支援を行っていただきたいと考えております。また、地震のような突発的に被害をもたらす災害が発生した場合については、安否確認を行っていただき、状況に応じて救出・救助活動、避難支援等を行っていただくことが必要となります。

災害発生時等に可能な限り迅速な避難支援・安否確認ができるよう、避難支援体制づくりを補完するものとして、避難行動要支援者名簿を活用した避難の支援を行っていただきたいと考えております。

現在13地区を市民安全部防災対策課、福祉部の障害福祉課、高齢福祉介護課でご説明に回らせていただき、ご理解いただけるよう努めております。名簿の提供については、自治会、自主防災組織等にはすでに配布させていただきました。今後は、消防機関、警察にも名簿の提供を行う予定であります。

茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画についての説明は、以上でございます。

○大竹防災対策課長

ただいま情報交換の2つ目として、「茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画（全体計画）について」ご説明させていただきました。こちらにつきましては、説明の中でも触れさせていただきましたが、東日本大震災の教訓を踏まえ行われた平成25年6月の災害対策基本法の改正を受けまして、平成27年11月の地域防災計画の修正の時に取り組みについての位置づけを行いました。茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画（全体計画）については、平成29年4月に策定しまして8月から避難支援等関係者の皆様へ名簿の配付を行い、具体的な取り組みについては地域の皆様と議論を開始したところでございます。

こちらにつきまして、幹事の皆様からご意見、ご質問等、ございますでしょうか。

(質問等なし)

○大竹防災対策課長

皆様よろしいでしょうか。

続きまして、「平成29年度災害対策本部運営訓練について」、事務局より説明願います。

○事務局（橋村課長補佐）

(3) 平成29年度災害対策本部運営訓練についてご説明いたします。

資料につきましては、資料5となります。

市では、災害対策本部の対応能力の向上を図るため、毎年度、図上訓練を実施しております。発災時の応急対策活動を円滑に実施するためには、関係機関の皆様と平常時より連携を深めておくことが非常に重要であるとの認識から、本市の図上訓練への関係機関の皆様への参加、参観を資料5のように今年度もご案内させていただいているところです。

昨年度は、災害協定締結先も含め、17機関に参加いただき、訓練の中で市職員と協議、調整を行っていただきました。また、訓練の様子を22の機関の皆様に参観いただきました。

本日までを期限としてご案内させていただいているところですが、実際の発災時の市の動きを確認しておくことは、災害時の連携を具体的にイメージするうえで非常に有用であると考えておりますので、参加または参観についてご検討いただければと思います。期日的には本日までとなっておりますが、本日以降の回答でも構いませんので、もしまだ回答いただけていない場合はご検討いただければと思います。

また、資料5は市の訓練のご案内となりますが、各機関におかれましても協力、連携しながら実施できるような訓練がございましたら、是非情報提供いただき、場合によっては市もその訓練に参加もしくは参観させていただければと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

○大竹防災対策課長

「災害対策本部運営訓練について」ご説明させていただきました。訓練のご参加、ご参観についてご不明な点がありましたら、事務局のほうにお問い合わせください。

それでは、情報交換の4つ目となります、10月で4回目を迎えます、「ちがさき消防防災フェスティバル」について、事務局よりご説明させていただきます。

○事務局（橋村課長補佐）

(4) 消防防災フェスティバルについてご説明いたします。

資料につきましては、資料6となります。

市では、幅広い年齢層の方の防災意識を高めるとともに、防災関係機関の皆様の災害時の役割や活動を広く周知するため、平成26年度より皆様のご協力をいただきながら、消防防災フェスティバルを実施しております。この資料6につきましては、平成28年10月23日に実施させていただきました結果となっております。

昨年度は、20の機関、市からは16の課かいが参加し、約6,500名の方にご来場いただくことができました。

「5」のアンケート結果にありますとおり、このフェスティバルは、防災訓練に参加経験のない方が多く参加いただけるものであるとともに、主な自由意見にもありますが、小学生やその保護者から「勉強になりました」、「災害時の関係機関の役割がよく分かりました」という意見が非常に多く毎年寄せられており、有用な取り組みであると考えております。

今年度につきましても、すでに10月22日に実施する旨ご案内させていただき、参加意向につきましても確認させていただいたところではありますが、不参加でご回答いただいた機関でその後状況が変わられた機関や当日ブースを出してというような参加が困難であっても、パンフレット等の資料配布という形で参加可能な機関等ございましたらご連絡いただければと思います。また、来年以降も実施するにあたりましては、皆様に参加のご案内等させていただきたいと思いますので、今年度参加できない場合でも引き続き参加のご検討いただければと思います。

説明は以上となります。

○大竹防災対策課長

ただいま「消防防災フェスティバルについて」ご説明、ご案内がありました。出展いただいている皆様につきましては、ご協力いただきましてありがとうございます。

情報交換について、消防防災フェスティバルのことだけでなく、全体を通して皆様よりご質問、ご意見ありますでしょうか。

(質問等なし)

○大竹防災対策課長

皆様よろしいでしょうか。また何かございましたら、防災対策課にお問い合わせいただければと思います。

それでは、次第の最後となります、「その他」について事務局より何かありますか。

○事務局（橋村課長補佐）

1点、連絡事項がございます。

本日、市営の駐車場をご利用の方で駐車券の処理がお済みでない方は、手続きをいたしますので閉会后事務局職員までお知らせください。

以上となります。

○大竹防災対策課長

駐車券の処理がお済みでない方は手続きがありますので、事務局までお申し付けいただければと思います。その他、ご出席の皆様より何かございますでしょうか。

(発言なし)

○大竹防災対策課長

よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして「茅ヶ崎市防災会議幹事会」をこれももちまして閉会とさせていただきます。
幹事の皆様には、ご協力をいただきましたことを、御礼申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

(閉会)